

# 第2期下妻市地域福祉計画

## 概要版

平成30年3月  
下妻市

近年、高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立、ひきこもり、虐待、自殺者の増加などが社会問題となっています。また、地震や水害などの大規模な災害時に手助けを必要とする避難行動要支援者への対策が大きな課題となっています。

一方、少子高齢化の進行や地域社会の変遷を背景に、家族間を含めて地域住民同士の関係が希薄化し、多かれ少なかれ「無縁社会」ともいわれるような状況が進行しています。

地域福祉とは、地域において公的制度により福祉サービスを実施することですが、これに加えて今日の地域福祉とは、地域住民一人ひとりのつながりを大切にして、支え合い・助け合いのこころと力を活用する仕組みを作ることにより、福祉の援助を必要とする人の生活・福祉課題を解決することです。

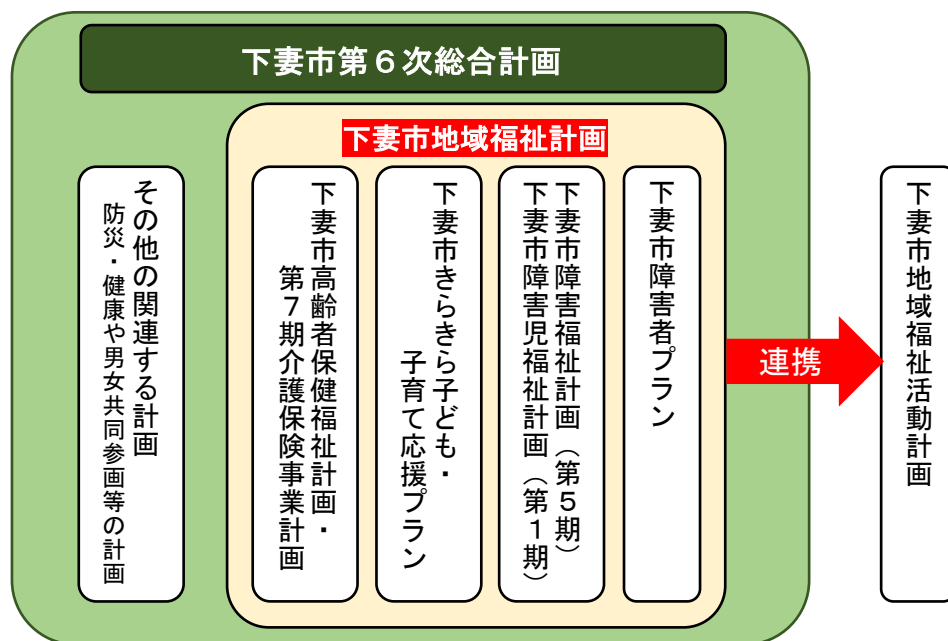
このように、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」を実現するために、「第2期下妻市地域福祉計画」を策定しました。

市民のみなさま一人ひとりが、地域福祉推進の担い手として活動していただけるようお願い致します。

## 計画の期間と計画の位置付け

計画の期間 平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

本計画は、「第6次下妻市総合計画」を上位計画とし、高齢者、障害者、児童等を対象とした個別の福祉計画及び関連計画を横断的に結び、今後の施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものです。また、下妻市社会福祉協議会の「下妻市地域福祉活動計画」と連動して地域福祉事業を推進します。



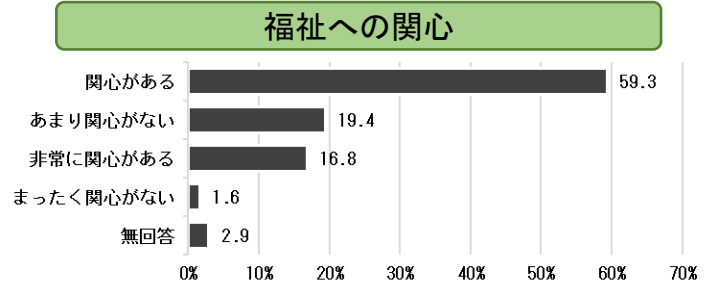
## 地域福祉をめぐる現状と課題

下妻市では、地域福祉をめぐる現状と課題を把握するため、平成 29 年 9 月に 18 歳以上の市民 1,900 人及び地域福祉関係者等 100 人を対象にアンケート調査を実施しました。

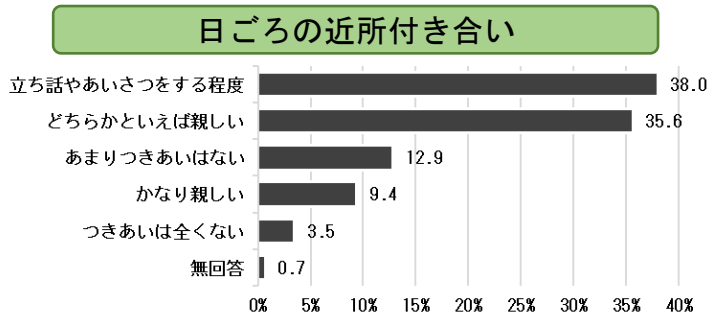
### (1) 市民の福祉に対する関心の高さの維持・向上

76%の多数に上る市民が福祉に対して関心を示すと共に、およそ5人に1人が自主的に募金に協力するとしています。また、福祉イメージについても、「お年寄りや体の不自由な人を支えること」が69%、「だれにとっても暮らしやすい社会を築くこと」とする人が59%に上ります。

こうした高い福祉意識の維持、向上を図ることが重要です。



### (2) 多くの市民は地域のふれあいの強化を求めていること



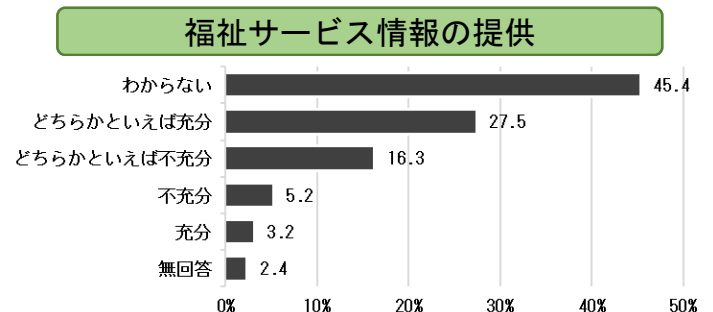
地域の住民同士のふれあいがあると思うという人は、全体で 83%です。そのうち、比較的親しくご近所付き合いをしている人は36%です。一方、「立ち話やあいさつをする程度」という人は38%です。しかし、近所づきあいの理想としては、「困った時に、相互に助けあう」ようにしたいという人が57%に上ります。

地域福祉を推進するためには、地域住民同士のつながり、日ごろのご近所づきあいがもっとも重要な基盤と言えます。今後の地域における住民活動の振興を図ることが必要です。また、サポートを行う方が行いやすくなるよう、ボランティアの研修や身元の証明などの行政機関による支援も必要です。

### (3) 福祉サービスの情報提供・相談支援の充実

福祉サービスの情報提供を十分とする人は31%に対して、不十分とする人は22%に上っています。一方、福祉サービスの入り口に位置する相談業務について、相談利用者の満足度は「市福祉課の窓口」などいずれもおよそ8割の方が満足であるなど、比較的高い評価となっています。

福祉サービスの情報は、その情報を必要とする人に確実に提供されることが重要で、今後、情報提供の否定的評価を減少させるように努めることが必要です。また、相談業務については引き続き利用者満足度の向上に努めると共に、「相談したいが窓口がわからない」という人がいないようにするための情報提供を行うことが課題です。



## (4) 要支援者などの発見・解決の仕組み作りが必要

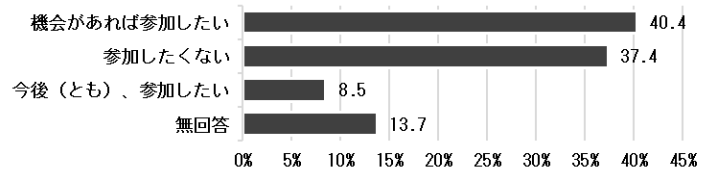
虐待については3%、引きこもりや孤立化については9%の人が、懸念しています。一方、地域での助け合い活動を活発化するための対策として、「誰でも取り組みやすい事業や活動を通じての交流」を48%の人が挙げており、要支援家庭に対してやってもよいこととして、「安否の声かけ」を74%、「趣味などの話し相手」を26%、「ちょっとした買い物」を24%の人が挙げています。

地域において何らかの福祉的な支援を必要としている人（必要としているかもしれない人）については、身近な地域住民同士の温かいこころのこもった見守り（関心）が必要です。さらに、要支援者を発見した場合の相談先や通報先が周知されていること、問題の解決方策の検討、方策の実行に至るまでの仕組みを構築する（強化する）ことが必要です。その方策の中に、地域住民が無理なくできること（ちょっとしたこと）などを組み入れることが重要です。

## (5) ボランティア活動の振興方策

ボランティア活動参加経験者は37%ですが、今後、「機会があれば」という条件付きを含めて参加希望を表明している人は49%に上っており、環境保護・清掃美化の分野を37%以上の方が挙げています。また、ボランティア活動に参加したことがない理由では、「誘いやきっかけがない」を23%、「仕事がきつくて余裕がない」を19%の方が挙げています。

### ボランティア活動への参加希望



福祉分野のボランティア活動は、今後の地域福祉を推進するために不可欠なものであり、市民の間には潜在的な基盤が豊富にあることが示されています。こうした基盤に依拠して、市民のボランティア活動に対する希望と熱意を具体化するプログラムが必要です。そして、ボランティアを必要とする方に確実にサービスが行き渡るような仕組みづくりも必要です。

## (6) 地域福祉推進施策の充実

### 福祉への関心

区分 (%)	かなり満足	ほぼ満足	やや不満	かなり不満	無回答	評点
①子育て・教育の環境	1.4	50.6	23.5	4.2	20.3	21.5
②高齢者や障害者の介護サービス	2.2	46.0	28.3	3.4	20.2	15.3
③文化・スポーツ施設や催しもの	1.7	46.1	27.0	4.5	20.8	13.5
④保健・医療体制・健康づくりの環境	2.7	44.3	28.2	5.1	19.7	11.3
⑤市民同士の助け合いのしくみ	0.7	37.7	36.1	4.9	20.6	△6.8
⑥バリアフリーの生活環境	0.9	28.0	40.2	8.6	22.4	△27.6
⑦交通安全・防犯・防災	2.1	42.3	30.9	5.8	18.9	4.0
⑧男女共同参画社会	0.2	38.6	31.0	6.0	24.2	△4.0

子育て・教育の環境や高齢者、障害のある人に対する施策など地域福祉に関わる施策項目の市民満足度（評点結果）については、「文化・スポーツ施設や催しもの」や「子育て・教育の環境」などでは比較的高評価であるものの、「バリアフリーの生活環境」や「市民同士のふれあいのしくみ」などの項目では比較的低評価となっているなどの課題も示されています。

今後も、地域福祉に関わる施策の充実を図り、市民の満足度がさらに上昇するように取り組むことが期待されます。

## 地域福祉計画の理念

この計画の理念は、次の通り定めます。

# 共に支え合い、つながりあうまち 下妻

第6次下妻市総合計画 前期基本計画では、「誰もが健やかに暮らせる安心なまち」を目指しています。下妻市地域福祉計画では、全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助・共助・公助の理念に基づき、地域共生社会の実現に取り組みます。

## 地域福祉計画の基本目標と取組

理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定して事業を推進します。

### 基本目標1 安心して利用できる福祉サービスのあるまちづくり

福祉サービスを必要とする市民には、だれでも身近な地域において適切で質の良いサービスを利用することができるように、質・量共に計画的な福祉サービスの基盤整備を推進します。

特に、わかりやすい福祉情報の提供、親身な相談業務の充実に努めて、利用者本位のサービス利用の促進を図ります。また、所得にかかわらず、安心して必要な福祉サービスを利用できるように施策の充実に努めます。

施策の方向	事業名
1.福祉サービスの計画的推進	1.下妻市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 2.下妻市さらさら子ども・子育て応援プラン 3.下妻市障害者プラン・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 4.下妻市地域福祉活動計画の策定
2.わかりやすい福祉情報の提供	1.リーフレット「ご利用ください福祉の制度」の全戸配布 2.市広報紙「福祉情報」の掲載 3.社協広報紙（ふくしものがたり）等の発行 4.声の広報サービス / 5.子育てハンドブックの製作（新規） 6.ママサポしもつまメールの配信（新規）
3.親身な相談業務の実施	1.初期相談窓口の連携・強化 / 2.相談業務の質の向上 3.民生委員・児童委員の活動促進 4.地域包括支援センター・総合相談支援 / 5.障害者相談支援事業 6.こころの健康相談 / 7.地域子育て支援センター 8.家庭児童相談室 / 9.こんにちは赤ちゃん事業 / 10.心配ごと相談
4.福祉サービスの利用促進	1.成年後見制度利用支援 / 2.日常生活自立支援事業の利用促進 3.在宅介護サービス低所得利用者負担軽減事業 / 4.保育料の軽減事業
5.経済的支援	1.各種手当の支給 / 2.貸付事業 / 3.生活保護事業 4.小中学校就学援助事業 / 5.ひとり親家庭等児童学資金支給事業 6.高等職業訓練促進給付金支給事業（新規）
6.福祉サービスの質の向上	1.福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報 / 2.社会福祉法人監査指導



## 基本目標2 いつまでも安心して共に暮らせる福祉のまちづくり

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが健康で安心・安全に暮らしやすいバリアフリーのまち、災害時でも安全な地域支援のあるまちづくりを推進します。また、いわれのない差別や虐待のないまち、認知症になっても安心して暮らせる仕組みのあるまち、お互いの個性と人権を尊重しあい、支えあい・助けあいのこころを持って行動できるような福祉のまちを目指します。

施策の方向	事業名
1.バリアフリーからユニバーサルデザインへ 安心・安全のまちづくり	1.ユニバーサルデザインの普及 / 2.防災ボランティアパトロール 3.消費者対策の推進 / 4.子どもを守る110番の家の事業 5.社会を明るくする運動の促進
2.避難行動要支援者対策	1.避難行動要支援者名簿作成事業 2.避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成 3.福祉避難所運営マニュアルの作成 / 4.防災ボランティアの養成 5.福祉避難所設置運営事業
3.虐待の防止・人権の擁護	1.虐待防止・DV防止等の啓発・広報 2.要保護児童対策地域協議会事業 3.高齢者虐待防止対策 / 4.障害者虐待防止対策 5.人権擁護活動事業
4.見守りのネットワークづくり	1.地域子育て支援センター（1-3-7 再掲） 2.家庭児童相談室（1-3-8 再掲） 3.こんには赤ちゃん事業（1-3-9 再掲） / 4.認知症サポーター養成 5.高齢者等見守りネットワーク事業 / 6.愛の定期便事業 7.徘徊高齢者家族支援サービス事業

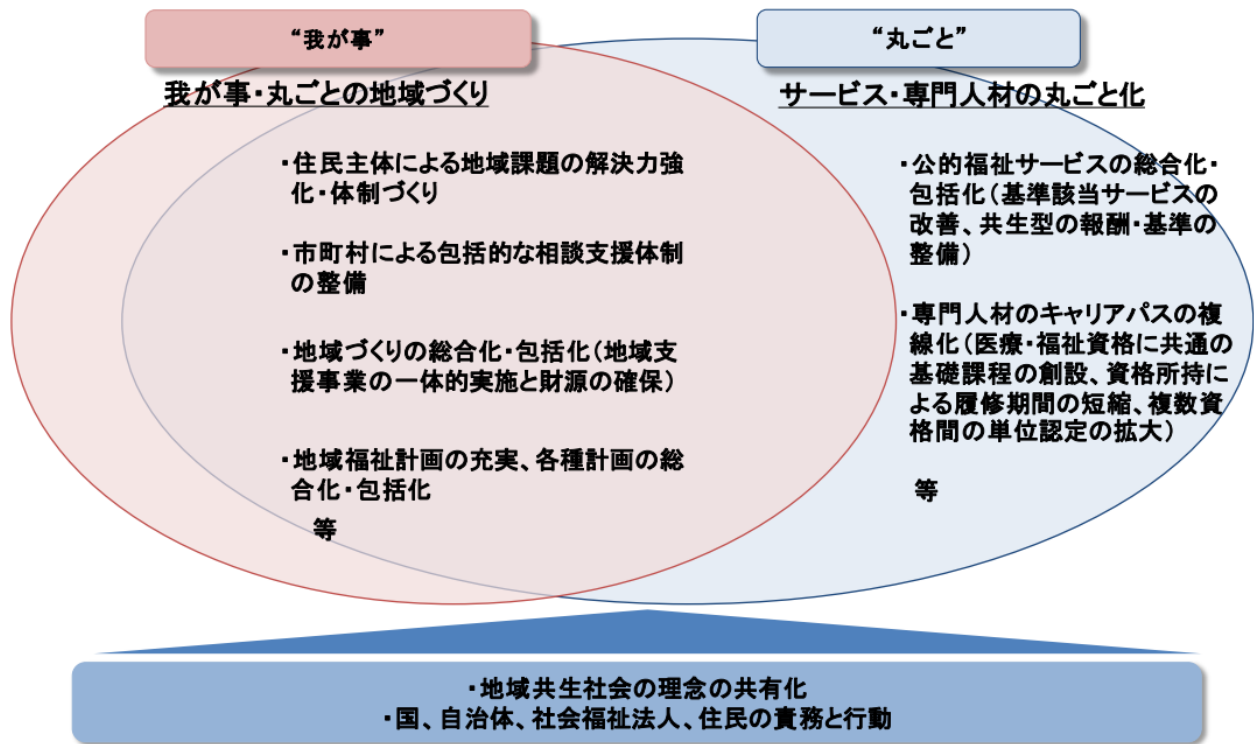
## 基本目標3 一人ひとりが地域福祉の担い手になるまちづくり

お互いの個性や違いを尊重し、誰もが共に生きるこころを持つような福祉意識の啓発、地域でのボランティア活動や住民の福祉に関わる活動の振興などによって、福祉のまちづくりの担い手を育成します。また、日頃の地域住民同士のふれあいや繋がりを深める地域活動・地域交流を促進し、住民同士の助け合い・支え合いによる住民組織・ネットワークの強化や、住民が参加・協働できる仕組み（共助の仕組み）の構築を図ります。

施策の方向	事業名
1.福祉教育・福祉意識の啓発	1.福祉教育支援事業 / 2.世代間交流事業 3.市広報等による福祉意識の啓発 / 4.赤十字活動資金募集事業 5.共同募金事業 / 6.男女共同参画社会の意識啓発
2.生きがいの支援と社会参加の促進	1.老人クラブの育成 / 2.シルバー人材センター事業の支援 3.障害のある人の就労の支援 / 4.障害のある人の社会参加の促進事業 5.生涯学習・スポーツ振興事業
3.ボランティア活動の振興	1.ボランティア事業 / 2.ボランティアの育成・活動支援 3.地域福祉事業のボランティア活動支援
4.住民活動・ふれあいの場づくり	1.在宅福祉サービス / 2.ふれあいいきいきサロン事業の推進 3.一人暮らし高齢者等ふれあい交流会事業 / 4.コミュニティ活動の支援 5.地域福祉助成事業 6.シルバーリハビリ体操の推進
5.地域福祉の担い手づくり	1.下妻市社会福祉協議会との連携・事業支援 2.民生委員・児童委員との連携・事業支援 3.地域福祉推進機関の相互連携 4.高齢者等見守りネットワーク事業（2-4-5 再掲）

## 新たな助け合いの仕組みづくり

今後は地域共生社会が基本コンセプトとして掲げられています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。



\* 厚生労働省資料より抜粋

## 市民一人ひとりが地域福祉の担い手に

### ■ 地域福祉の担い手は、市民一人ひとりです。

地域においては、行政機関以外にも、さまざまな団体・機関・事業所等と共に、自覚的な市民によって地域福祉活動が推進されています。

自らを地域福祉の担い手として自覚している市民や団体・機関・事業所等を、ここでは「地域福祉推進役」と称します。

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として（地域福祉推進役）の意識を持って、地域福祉に関わる事業や活動を推進することが望めます。

### ■ 地域福祉推進役は、共に連携して事業や活動を推進します。

地域福祉推進役は、自らの事業や活動を通して地域福祉を推進しますが、必要に応じて、行政と地域福祉推進役の連携、地域福祉推進役同士の相互連携により、活動を推進します。

## 下妻市地域福祉計画 概要版

---

発行日：平成 30 年 3 月

発 行：下妻市

編 集：下妻市保健福祉部福祉課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2 丁目 22 番地

電 話：0296-43-2111（代） F A X：0296-43-6750

メー ル：fukushi@city.shimotsuma.lg.jp

